

Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築

1 切れ目ない支援

【現状と課題】

- ①就学や進学で学びの場を決定する場合、本人、保護者、教員それぞれの意見が違い、合意形成に至るまでに時間がかかることがあり、早期から就学相談や進路指導が十分にできないことがあります。
- ②個別の教育支援計画の作成の意義や有用性、活用方法が十分に理解されていないため、就学時や進学時に、個別の教育支援計画を活用した指導や支援に必要な情報の引継ぎが十分に行われず、一貫した支援が受けられていないケースがあります。
- ③中学校特別支援学級から高等学校や特別支援学校高等部への進学後、進学先で不適應を起こすことがあります。本人や保護者が高等学校と特別支援学校高等部の教育課程や学校生活の違いを理解した上での進路決定となるよう進路指導を行うことが必要です。
- ④本人の困難さを出来るだけ早く明確にして、長期的な見通しを持って支援することが重要ですが、保護者に対して十分な情報提供ができていなかったり、将来の子どもの姿を見据えた就学先の検討がされていなかったりと、将来への見通しを持った支援がなされていない場合があります。早期から保護者と密に関わり、自立と社会参加を目指した教育を行う必要があります。
- ⑤障がいのある生徒が卒業後にスポーツや芸術活動などに接する機会が少ないといった課題があります。

■個別の教育支援計画の作成状況（平成30年度）

学校等		作成率
幼保連携型認定こども園		100.0%
幼稚園		67.0%
小学校	特別支援学級	82.9%
	通級による指導	53.9%
	上記以外の通常の学級	75.7%
中学校	特別支援学級	77.7%
	通級による指導	68.3%
	上記以外の通常の学級	82.4%
高等学校	通級による指導	100.0%
	上記以外の通常の学級	58.6%

※調査対象：県内公立幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校

幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含める。高等学校の通信制課程は調査対象に含まない。

出典：文部科学省「特別支援教育に関する調査：特別支援教育体制整備状況調査」

【今後の取組】

(1) 適切な就学相談の実施と就学先決定の充実

市町村教育委員会と連携し、就学に関する情報や仕組みについて、本人、保護者、教員に対して説明を行います。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではないため、小学校、中学校において、障がいの状態や適応状況などにより、柔軟に学びの場の見直しが検討されるように、校内委員会の役割や見直しの手続きについて、特別支援教育コーディネーター向けのハンドブック作成を通して、周知していきます。必要に応じて、県教育委員会指導主事や支援専任教員、特別支援学校センター的機能担当者が校内委員会に参加するなどの支援を充実させていきます。

(2) 学校間等での引継ぎの充実

支援に関する情報の引継ぎについては保護者の同意が必要であるため、就学、進学、就職先に情報を引き継ぐことについて早い段階から保護者と合意形成を図ることが必要です。そのために、保護者や教員に対して個別の教育支援計画の作成時に、その活用方法や活用による利点について周知を図るとともに、市町村と連携し、就学から就労まで円滑な引継ぎが行われるよう、相談支援体制を強化していく取組の中で、個別の教育支援計画の作成と活用を推進していきます。

また、誰もが作成、活用しやすい個別の教育支援計画の様式や作成方法の検討を進めていきます。

(3) 中学校における進路指導の充実

中学校特別支援学級に在籍していた生徒の多くが卒業後、高等学校や特別支援学校高等部へ進学しています。特別支援学校高等部への進学にあたっては、高等部の見学や体験を実施した上での進路決定となるなど、発達障がいを含め、特別な支援の必要な生徒に適切な進路指導が行われるよう、特別支援学校や支援専任教員から中学校の教員に対して、引き続き助言を行い、中学校における計画的な進路指導の充実を図っていきます。

更に、切れ目ない支援を実施するため、センター校が中心となり中学校と高等学校の教員が情報交換や意見交換を行う機会を設け、圏域ごとに中学校と高等学校の連携を推進していきます。

また、卒業後の進路を早期から検討することができるよう、特別支援学校高等部の入試の在り方についても検討していきます。

(4) 関係機関との連携の促進

特別な支援を必要とする子どもの実態や療育する上での保護者の困りや悩みを踏まえ、早期から必要な支援を行う取組を進めます。

子どもの発達や子育てに関して、教育、医療、保健、福祉、労働など関係機関が連携し、相談を受けたり、情報提供を行ったりするなど、地域の実情に応じたネットワーク

の充実や、保健・教育部門の連携による発達相談窓口の設置を市町村に働きかけます。また保育所、幼稚園、学校等に対して、必要に応じて、支援専任教員や特別支援学校センター的機能からの助言などを通して校内委員会の機能強化を図るとともに、それぞれでの指導・支援をより充実するため、活用できる関係機関の情報を提供し、関係機関との連携を促進していきます。

特に、障がいのある児童生徒の放課後の居場所である放課後等デイサービスと学校、保護者との連携強化が求められています。放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブ等と、学校、保護者が情報を共有したり、連携して一貫した支援を行ったりできるよう、市町村等と連携して取り組みます。

また、障がいのある外国人児童生徒等の発達や子育てに関して、児童生徒等の実態や保護者の希望の把握を市町村等の関係機関と連携し行っていきます。

(5) 生涯にわたるスポーツ・芸術活動の推進

障がいのある生徒が学校卒業後においても、身近にスポーツ活動や芸術活動に親しめるよう、学校生活の中でスポーツや芸術に触れる機会を増やし、それらに対する興味関心や意欲を高めていきます。

また、スポーツや芸術活動に関する地域資源の情報を周知するなど、関係機関と連携し、生徒が卒業後もスポーツや芸術活動に触れる機会を増やしていきます。

2 特別支援教育の理解・啓発

【現状と課題】

- ①共生社会の形成に向けて、特別支援教育の理解を図っていくことが必要ですが、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が十分でないため、お互いを認め合う意識が十分に育っていないといった課題があります。
- ②教員、保護者、地域の特別支援教育や障がいに対する理解が十分でなく、早期からの適切な指導と必要な支援につながらなかったり、共に認め合って生きていくことにつながっていなかったりする場合があります。

【今後の取組】

(1) 交流及び共同学習の充実

特別支援学校では、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒と一緒に学ぶ機会として、特別支援学校が設置されている地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などや、幼児児童生徒の居住地の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などとの交流及び共同学習を実施しています。また、小学校、中学校においては通常の学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ、交流及び共同学習を実施しています。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒にとっては、様々な人々と助け合っ

て生きていく力となり、積極的な社会参加につながります。障がいのない幼児児童生徒にとっては、人々の多様な在り方の理解や正しい障がい理解をすることにより、障がいのある人に対し自然に接するなど、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながります。

したがって、交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒、障がいのない幼児児童生徒双方に意義がある教育活動であることを周知しながら、市町村教育委員会等と連携し、更なる充実を図ります。

また、特別支援学校は学校設置地域外から通学する幼児児童生徒も多いので、交流及び共同学習を実施することで、地域の人々が特別支援学校の幼児児童生徒も地域（幼児児童生徒の出身地域や学校設置地域）の一員であるという意識を高めていくきっかけにしていきます。

（2）障がいの理解教育の推進

共生社会の形成に向け、学校教育において、障がいや障がい児・者に関する理解を深めることが重要です。特に、障がいのない子どもに障がいの正しい理解を促すことは、共に学ぶことを推進していく上でも必要であり、そのための理解教育を計画的に実施していくことが求められます。

特別支援教育コーディネーター向けハンドブックに、理解教育の必要性や指導内容の事例を示し、市町村教育委員会と連携して、各学校での取組を推進していきます。また、交流及び共同学習や障害者週間などの機会を捉えて、理解教育の実施を促していきます。

（3）地域との連携・協働を通じた理解・啓発の推進

共生社会の形成に向けて、特別支援教育を推進していくためには、保護者、地域住民の特別支援教育に対する理解も欠かすことができません。

また、障がいのある子どもがいずれ地域の中で生活することを見据えた時に、地域に対する理解啓発活動も欠かすことが出来ないものです。

障がいのある子どもが地域の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、学校と地域のつながりの円滑化と強化を図る取組を進めていきます。また、地域と連携・協働した教育の推進を通じて、地域への理解啓発を推進していきます。

（4）障がいのある子どもの保護者との連携の促進

保育所、幼稚園、学校等と家庭が情報を共有し、協働して子どもを育てていくことが必要です。特に、保育所、幼稚園、学校等においては、保護者の困りや悩みを聞く教育相談を実施するなど、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うことも必要です。このような連携の充実を図るために、特別支援学校センター的機能担当者や支援専任教員、合理的配慮アドバイザーが保育所、幼稚園、学校等への助言を行っていきます。

また、障がいのある外国人児童生徒等の保護者に対し、子どもの障がいに対する理解や支援の方法について関係機関と連携し情報提供を行っていきます。